



記者発表資料 1 枚

令和 8 年 3 月 6 日
福島県土木部技術管理課

福島県土木部発注工事における「快適トイレ」

の設置に関する運用の改正について

このことについて、建設工事現場における働きやすい環境整備の一環として、女性技術者なども使いやすい「快適トイレ」の普及を推進するため、これまでの運用を見直し、令和 8 年 4 月から発注するすべての工事において、快適トイレの設置費用を発注当初より計上することなど、運用の改正を行いますので、お知らせいたします。

【運用の主な改正点について】

- ・土木部が発注するすべての工事を対象とする。
(災害復旧工事や受託工事も対象とする。)
- ・土木部事業単価表に掲載の単価にて当初より費用計上する。
- ・現場にトイレを設置しない場合や快適トイレの仕様を満足しない場合は、設計変更の対象とする。
- ・設置台数の上限は設けない。
- ・受注者が所有するトイレも対象とする。

内容の詳細は福島県技術管理課ホームページ「快適トイレの設置について」からご確認ください。

(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kaitekitoire.html>



【問い合わせ先】

土木部 技術管理課(担当者) 主幹(兼)副課長 佐藤文裕
電話 024-521-7458 内線 3535 FAX 024-521-7949